

空き家・空き地情報バンク制度について

制度の目的

東員町における空き家・空き地の有効活用と定住促進による地域の活性化を図ることを目的に情報提供を行うものです。

制度の概要

空き家・空き地を売却・賃貸したい方から申し込みを受け、その情報をホームページで公開します。

そして、購入・賃借したい方がみえたらご連絡し契約交渉していただく制度です。

ホームページに登録できる空き家・空き地

個人が所有する東員町内の空き家・空き地（空き家・空き地となる予定のものも含む）です。所有者が町外の方でも対象です。

ただし、法人が所有する物件や、市街化調整区域にある物件で建築できない土地や、現在の所有者以外が使用できない建築物などは対象外です。

ホームページで公開される情報

- ①所在地（大字又は丁目まで明記）
- ②希望売却価格・賃料
- ③概要（建築年月日、面積、間取りなど）
- ④設備（電気、ガス、水道など）
- ⑤利用状況（空き家の放置年など）
- ⑥主要施設までの距離
- ⑦間取り図
- ⑧概観写真
- ⑨その他特記事項（ペットの飼育など）

※物件所有者の住所・氏名・電話番号などの個人情報は、利用登録決定を受け、購入・賃借希望があった方だけに提供します。

契約交渉について

町では、契約交渉に関する仲介は行いません。個人同士で契約交渉していただく「直接交渉」、または業者へ仲介を依頼する「間接交渉」のいずれかを、登録申込のときに選択していただきます。

「間接交渉」を選択された場合は、業務協定を締結している(社)全日本不動産協会三重県本部、(社)三重県宅地建物取引業協会の中から業者を選択してください。なお、契約が成立したときは、業者への仲介手数料が発生します。